|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **作成する内容** | **作成****チェック** | **備考** |
| **第１** | **目的と適用範囲** |  |  |
| **第２** | **管理権原者の責任及び防火管理者の業務** |  |  |
| **第３** | **火災予防対策** |  |  |
| **第４** | **火災時の行動** |  |  |
| **第５** | **放火防止対策** |  |  |
| **第６** | **教育・訓練** |  |  |
| **第７** | **震災対策** |  |  |
| **第８** | **避難経路** |  |  |

**消防計画チェックリスト（集会所）**

（備考）

　作成チェックは、消防計画の作成者が、当該集会所の消防計画の作成にあたり、必要項目を確認し、作成したものについて「ㇾ」印でチェックしてください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消防計画

**消防計画（集会所）**

　　　　　年　　月　　日作成

|  |
| --- |
| 第1　目的と適用範囲 |

（１）　この計画は、消防法第8条第1項に基づき、　　　　　　　　　（以下「当該部分」という。）の防火管理についての必要な事項を定め、火災予防及び火災、地震その他の災害等による人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

（２）　この計画を適用する者の範囲は管理権原者、防火管理者及びその他当該部分に出入りするすべてのものとする。

|  |
| --- |
| 第２　管理権原者の責任及び防火管理者の業務 |

（１）　管理権原者の責任

　　ア　管理権原者は、防火管理業務について、全ての責任を持つ。

　　イ　管理権原者は、防火管理業務を適正に遂行できる者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせなければならない。

　　ウ　管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修する。

　　エ　管理権原者は、避難の支障となる物件を放置等されないように管理する。

（２）　防火管理者の業務

　　　　防火管理者は、この計画の作成について管理権原者の指示を受け、実行にあたってのすべての権限を有し、次に掲げる業務を遂行しなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 　業　務 | 内　　容 |
| 点検・監督業　　　務 | １　火災予防上の自主点検の実施２　火気の使用、取扱いの指導、監督 |
| 教育・訓練指　　　導 | １　利用者に対する消火・通報・避難誘導などの訓練の参加呼びかけ２　自治会役員及び利用者に対する防火教育の推進（火災時の対応について等）３　放火防止対策の推進 |
| 管理業務 | １　収容人員の管理２　消防機関への届出及び連絡等３　家具、什器類等の転倒・落下・移動防止措置 |
| 点検立会業務 | １　消防用設備等の法定点検・整備の立会い又は立会いの指示２　改装工事などの立会い又は立会いの指示と安全対策の樹立 |
| 管理権原者への提案・報告業務 | １　防火管理上必要な事項の提案・報告２　点検・検査の結果についての報告 |

|  |
| --- |
| 第３　火災予防対策 |

（１）　利用者は、火気管理、出火防止及びこの計画を遵守し、火災予防を行うものとする。

（２）　廊下、避難口及び避難通路等には、避難障害となる物品等を置かないこ

と。

（３）　利用者は、指定された場所での喫煙や吸殻の処理について遵守するこ

と。

（４）　火災予防上の自主点検は、別表１（自主点検チェックリスト「火気管理」）及び別表２（自主（定期）点検チェックリスト「施設・設備」）に基づき実施する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検内容 | 点検実施日 | 点検実施者 | その他必要な事項 |
| 別表１ |  |  |  |
| 別表２ | 月月 |  |  |

（５）　法定点検等及び報告

　　ア　防火管理者は法定点検の実施時に立会い、又は立会者を指定し、不備欠陥個所を確認する。

　　イ　消防用設備等の法定点検は、法令で定める期限内に報告できるよう計画的に点検する。

消防用設備等点検時期　　　月頃　　　　　　　月頃

対象消防用設備等

　　　　点検実施者

　　ウ　防火管理者は、法定点検結果を適宜確認し、その記録を管理するとともに、点検の結果、不備があった場合は管理権原者に報告し、改修計画を作成し計画的な改修を図る。

　　エ　消防用設備等点検結果報告書は、1年に1回消防署へ届出すること。

　　オ　消防用設備等点検結果報告書は「防火管理維持台帳」に編冊し、３年間保存する。

|  |
| --- |
| 第４　火災時の行動 |

　　利用者は、火災・地震発生時には、責任のある者を中心に次の活動を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 通報連絡 | ①　大声で火災を知らせ、非常ベルを鳴らす。②　１１９番通報を行う。③　到着した消防隊へ情報を提供する。 |
| 初期消火 | ①　消火器又は水バケツ等により初期消火を行う。②　天井に燃え移ったら避難する。 |
| 避難誘導 | ①　出入口を開放し、避難経路図に基づき大声で避難誘導を行う。 |
|  |
| 第5　放火防止対策 |

（１）　死角となる廊下、トイレ等に可燃物を置かない。また、これらの場所の巡

視を行う。

（２）　建物内外の整理整頓を行う。

（３）　物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。

（４）　最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。

|  |
| --- |
| 第６　教育・訓練 |

（１）　管理権原者及び防火管理者は、利用者の防火意識の高揚と自衛消防活動能力の向上のための教育・訓練を次のア、イにより行うほか、あらかじめその旨を消防機関へ通報するものとする。

　　ア　教育

　　　　別紙１の「防災の手引き（集会所利用者用）」及び別紙２「火災時の対応について」を利用者の見やすい場所に掲示するなどし、防火意識の高揚を図る。

　　イ　訓練の実施時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訓練種別 | 実施時期 | 実施内容 |
| 総合訓練 | 月　　　　月 |  |

（２）　その他

　　　　防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「自衛消防訓練通知書」を作成し、消防署へ届出を行う。

|  |
| --- |
| 第７　震災対応 |

　管理権原者は、震災発生時には、次により活動、措置等を行う。

ア　地震発生時は、身の安全を守ることを第一とする。

イ　緊急地震速報を見聞きしたときは、周囲の人に知らせるとともに身の安全

を確保する。

ウ　地震の揺れがおさまった後は、火気設備器具を確認し、出火防止に努めるとともに、火災を発見した場合は、利用者等で協力し合い、通報、初期消火

、避難誘導を実施する。

エ　救助を必要とする者が発生した場合、利用者等で協力し合い、初期救助・

　救護を実施する。

　　オ　避難経路図に基づき安全な場所へ避難させる。

この場合、電源ブレーカーを遮断すること。

|  |
| --- |
| 第８　避難経路 |

当該部分における避難経路は、別図のとおりとする。

自主点検チェックリスト

別表１（自主点検チェックリスト「火気管理」）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施月日 | 火気の確認 | 吸殻の処理 | 建物内外の整理整頓（放火防止対策） | 実施者 |
| 　月　　日 |  |  |  |  |
| 月日 |  |  |  |  |
| 　　月　　日 |  |  |  |  |
| 　　月　　日 |  |  |  |  |
| 　　月　　日 |  |  |  |  |
| 　　月　　日 |  |  |  |  |
| 　　月　　日 |  |  |  |  |
| 　　月　　日 |  |  |  |  |
| 　　月　　日 |  |  |  |  |
| 　　月　　日 |  |  |  |  |
| 　　月　　日 |  |  |  |  |
| 　　月　　日 |  |  |  |  |
| 　　月　　日 |  |  |  |  |
| 　　月　　日 |  |  |  |  |
| 　　月　　日 |  |  |  |  |
| 防火管理者確認 |  |

※点検を実施し、良の場合は〇を、不備・欠陥がある場合は×を、即時改修した場合は△を記入してください。

　なお、不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者へ報告をしてください。

自主（定期）点検チェックリスト

別表２（自主（定期）点検チェックリスト「施設・設備」）

　　　年　　　月　　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 点検・検査結果 | 備考 |
| 消　防　用　設　備 | 【消火器】１．消火器の設置数、設置場所は適正か２．消火器及び噴射ノズルに変形、損傷はないか３．標識は、正規の位置にあるか | 適　・　否適　・　否適　・　否 |  |
| 【非常ベル】１．非常ベル、放送設備の電源は遮断されていないか２．音響装置の鳴動は適切か | 適　・　否適　・　否 |  |
| 【誘導灯】１．誘導灯は点灯しているか２．誘導灯、誘導標識の視認障害はないか３・変形、損傷、脱落、汚損等はないか | 適　・　否適　・　否適　・　否 |  |
| 避難施設 | 【通路・出入口・階段等】１．避難に支障となる物品等を置いていないか | 適　・　否 |  |
| 火気使用器具 | 【ガスコンロ・ストーブ等】１．ガス配管等は、亀裂、老朽、損傷していない　か２　燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか３　火気使用器具の周囲に燃えやすい物はないか | 適　・　否適　・　否適　・　否 |  |
| 電気器具 | １．電気器具のコードは亀裂、老朽、損傷していないか２．タコ足の接続を行っていないか３．許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか | 適　・　否適　・　否適　・　否 |  |
| 点検年月日年　月　　日 | 点検者（防火管理者） | 管理権原者確認 |

点検を実施し、良の場合は「適」を〇で、不備・欠陥がある場合は「否」を〇で囲むこと。

改修した場合は、備考欄に改修済み等を記入すること。

**別紙１　防災の手引き（集会所利用者用）**

|  |
| --- |
| **【消火器について】****１．消火器の設置場所を確認してください。****２．消火器の使い方を覚えてください。（消火器には本体に使用方法が明示されていますので、確認して操作手順を覚えましょう。）****【火気設備器具について】****１．火気設備器具の周辺は、整理整頓して周囲に可燃物を置かないでください。****２．火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず火を消してください。****３．火気使用設備器具にある取扱い上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。****４．地震時には、火気設備器具の使用を中止してください。****５．利用後は、火気設備器具の点検を行い、安全な状態を確認してください。****【喫煙について】****１．喫煙は、指定された場所で、かつ、吸い殻入れを用いて行ってください。****２．タバコの吸い殻は、必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ごみの中には直接捨てないでください。****３．利用後は、吸い殻の処理（水の入ったバケツに捨てるなど）を確実に行ってください。****【危険物の取扱いについて】****１．危険物（シンナー、ベンジン、接着剤、塗料等）を使用するときは、防火管理者にあらかじめ連絡してください。****【避難施設の維持管理について】****１．出入口、廊下、（階段）には、避難障害となる物品を置かないでください。****【放火防止対策について】****１．建物の外周部及び敷地内には、段ボール等の可燃物を放置しないでください。****２．倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠してください。****３．ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に捨てましょう。****【火災時の対応】****１．通報連絡****１１９番通報します。（火災か救急かの種別、所在地、目標、内容など）****防火管理者等に連絡します。****２．消火活動****消火器を使って消火活動を行います。****天井に燃え広がるなど、危険と感じたときは避難してください。****３．避難誘導****責任者等は、避難口（出入口）を開放し、避難口まで利用者を誘導します。****【地震時の対応】****１．まず身の安全を図ってください。****照明器具、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。****２．火の始末を行ってください。****揺れを感じたら、火気設備器具の直近にいる人は、火を消してください。** |

**別紙２　火災時の対応について**

**１　火災時の任務（組織図）**

**・通報・・・・・119番通報**

**・初期消火・・・消火器を用いた初期消火**

**・避難誘導・・・メガホンや拡声器を活用した在館者の避難誘導**

**２　実施すべきこと**

**①通報**

**・住所：〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇です**

**・名称：〇〇自治会集会所です**

**・目標：〇〇のどちら側（東西南北）です**

**・何が燃えているのか**

**・逃げ遅れやけが人の有無**

**・自分の氏名、連絡先**

**大声で知らせる**

**②初期消火**

**★消火器を使用する場合**

**・　安全ピンを引き抜く**

**・　ホースを向ける**

**・　レバーを強く握る**



**非常ベル**

**を鳴らす**

**③避難誘導**

**・館内にいる人に火災の発生を知らせ、指示に従うように伝える**

**・頭を低く、ハンカチ等を口にあてて、煙を吸わないように伝える**

**・非常口へ誘導する**

**・在館者の人数、けが人の有無を確認する**

**３　消防隊へ報告すべきこと**

**①出火場所、集会所の名称等**

**②初期消火、避難誘導の状況**

**③逃げ遅れ、けが人の有無**